

## 富士市指定給水装置工事事業者の皆様へ大切なお知らせ

# 富士市指定給水装置工事事業者の違反行為に対する 処分基準を明確化します。

### <目 的>

市民に安心して使用していただけるよう安全な水を安定的に供給するため、給水装置工事に携わる指定工事事業者の皆様が、法令を遵守し適正な工事を行っていただくことを目的として、違反行為に対する処分基準を明確化いたします。

### <施行日>

令和4年4月1日

施行日以降の違反行為に適用

### <内 容>

無届工事などの違反行為を点数化し、その点数により「指定の取消し」または6ヶ月を超えない範囲内での「指定の効力の停止」等の処分の基準を明確化いたします。

### <公 表>

公表の準備を進めています。準備が整い次第、本市ウェブサイトにて公表いたします。

富士市上下水道部水道維持課給水装置担当

電話 0545-67-2835